



目 次	ページ
規 則	
◎高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○県統計調査の実施（3件）	（統 計 課） 2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（3件）	（治山林道課） 3
○国土調査の成果の認証	（用地対策課） 4
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（防災砂防課） 4
○道路の区域変更	（道 路 課） 5
公 告	
○狩猟免許試験の実施	（鳥獣対策課） 5
○農用地利用配分計画の認可	（農地・担い手対策課） 6
○農用地利用配分計画の認可の申請	（ ） 6
○県営土地改良事業の計画の定め	（農業基盤課） 6
○開発許可の特例に係る開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 6
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	6
高知海区漁業調整委員会指示	
○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちようたるうの採捕に係る指示	7
入札公告	
○一般競争入札（警察用船舶「おおとさ」定期検査整備）の公告	（警察本部装備施設課） 8

規 則

高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号

高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県うみがめ保護条例施行規則（平成16年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行に関し、」を「規定に基づき、条例の施行に関し」に改める。

第3条第1号中「通知」を「その旨の通知」に改める。

第5条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条第1項中「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同条第3項及び第5項中「行わなければ」を「しなければ」に改める。

第7条中「行う」を「する」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 縦覧場所及び縦覧期間

第8条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「行う」を「する」に改め、同条第10項中「署名押印しなければ」を「署名及び押印をしなければ」に改める。

第9条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条第1項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に、「行わなければ」を「しなければ」に改め、同項の表中「工作物の新築（改築、増築）許可申請書」を「工作物の新築（改築・増築）許可申請書」に、「火入れ（たき火、花火）許可申請書」を「火入れ（たき火・花火）許可申請書」に改め、同条第2項中「図面」を「書類」に改め、同項第1号中「50,000分の1」を「5万分の1」に改める。

第10条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「行わなければ」を「しなければ」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第2項の規定」に改める。

第11条第1号ア中「に規定する」を「に掲げる」に、「同条第2号イ、ロ、ハ」を「同条第2号イからハマで」に、「施設については」を「施設にあっては」に、「第40条」を「第40条第1項若しくは第2項」に、「同条の」を「同条第1項若しくは第2項の」に改め、同号ウ中「第2条第1項の」を「第2条第1項に規定する」に改め、同号エ中「第3条に規定する」を「第3条第1項の」に改め、同号カ中「こう配」を「勾配」に改め、同条第2号中「知事に通知」を「、知事にその旨の通知」に、「に限る」を「に限る。」に改め、同条第3号中「第3条に規定する」を「第3条第1項の」に改める。

第12条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「行わなければ」を「しなければ」に改め、同条第2項中「50,000分の1」を「5万分の1」に改める。

第13条第3号中「に該当する」を「に掲げる」に改める。

第14条第4号を次のように改める。

（4） 国立研究開発法人森林総合研究所

第14条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号を同条第6号と

する。

第15条第1項第1号中「掲げる場合」を「掲げるとき。」に改め、同号ア中「場合（あらかじめ）」を「とき（あらかじめ、）」に、「場合に限る。」を「ときに限る。」に改め、同号イ中「要する場合」を「要するとき。」に改め、同号ウ中「行う場合」を「行うとき。」に改め、同号ウ(ア)中「第3条第1項に規定する」を「第3条第1項の」に改め、同項第2号ウ(エ)中「自衛隊の行為」を「自衛隊の任務」に改め、同号カ中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第2項第2号中「第3条第1項に規定する」を「第3条第1項の」に改め、同項第5号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第16条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「行わなければ」を「しなければ」に改める。

第17条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「行わなければ」を「しなければ」に改める。

第18条の見出し中「省略」を「省略等」に改め、同条第1項中「足りる」を「足りるものとする」に改め、同条第3項中「に該当する」を「に規定する」に改める。

第19条中「及び」を「又は」に、「による」を「によるものとする」に改める。

別記第1号様式中「第1号様式（第5条関係）」を「別記第1号様式（第5条関係）」に改め、同様式備考1中「次の図面」を「次の図面等」に改める。

別記第6号様式中「工作物の新築（改築、増築）許可申請書」を「工作物の新築（改築・増築）許可申請書」に、「増築の」を「・増築の」に改め、同様式備考6中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第7号様式備考6、別記第8号様式備考6、別記第9号様式備考6、別記第10号様式備考4、別記第11号様式備考6、別記第12号様式備考7及び別記第13号様式備考6中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第14号様式中「火入れ（たき火、花火）許可申請書」を「火入れ（たき火・花火）許可申請書」に、「花火の」を「・花火の」に改め、同様式備考2中「花火」を「・花火」に改め、同備考6中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第15号様式備考6中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第18号様式備考1中「次の図面」を「次の図面等」に改める。

別記第19号様式備考6中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県うみがめ保護条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県うみがめ保護条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「申請及び」を「申請手続、」に改める。

第13条第2項及び第15条第2項中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改める。

第16条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条第1項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第17条の見出し及び第19条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第20条中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改める。

第22条の見出し中「申請」を「申請手続」に改める。

第23条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第25条の見出し中「公表」を「公表の方法」に改める。

第33条第3号を次のように改める。

(3) 国立研究開発法人森林総合研究所

第33条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第35条の見出し及び第36条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

別記第6号様式注8、別記第7号様式注8、別記第8号様式注8、別記第9号様式注8、別記第10号様式注8、別記第11号様式注8、別記第12号様式注8、別記第13号様式注8、別記第14号様式注8、別記第15号様式注8、別記第16号様式注9、別記第17号様式注8、別記第18号様式注8、別記第19号様式注8、別記第22号様式注7、別記第23号様式注8、別記第24号様式注8、別記第25号様式注8、別記第26号様式注8及び別記第27号様式注8中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第28号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

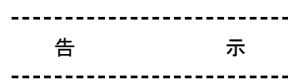
別記第30号様式注8中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第31号様式から別記第34号様式までの規定中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県希少野生動植物保護条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県希少野生動植物保護条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県告示第454号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）
- 2 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
人
 - (3) 属性
林業就業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住所及び連絡先）
 - イ 雇用形態（森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は県外就業者）
 - ウ 作業種別就労日数（造林、伐木造林、^{しいんぼ}椎茸、薪炭等）

- エ チェーンソー保有台数
- オ 新規又は離職の別
- カ 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況）

(2) その基準となる期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
2,300人（概数）
- (2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成27年8月上旬から同年10月30日まで

高知県告示第455号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）
- 2 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
人及び事業体
 - (3) 属性
林業就業者及び林業事業体
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 林業機械・器具現況調査票
 - (ア) 保有状況
 - (イ) 所有区分
 - イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票
 - (ア) 機械名

<p>(イ) 導入・廃棄年月、導入状況（新規・中古）及び廃棄状況（廃棄・売却）</p> <p>(ウ) 導入者名</p> <p>(エ) 機械のメーカー及び型式名</p> <p>(オ) 稼働日数及び保有日数</p> <p>(カ) メンテナンス経費</p> <p>ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票</p> <p>(ア) 事業体名</p> <p>(イ) 年間素材生産量</p> <p>(ウ) 年間労働投下量</p> <p>(エ) 1人当たりの素材生産量</p> <p>エ 森林情報管理機器（森林GIS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) 機器のメーカー及び名称</p> <p>(ウ) 導入年度</p> <p>(エ) 導入した事業等名称</p> <p>オ 森林情報管理機器（GPS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) GPS受信機のメーカー、名称及び台数</p> <p>(ウ) GPS受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(エ) GPS用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(2) その基準となる期日又は期間</p> <p>(1)のア、エ及びオに掲げる事項にあっては平成27年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあっては平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 550人又は事業体（概数）</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成27年8月上旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第456号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成27年7月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称</p>	<p>林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（素材生産量調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 林業事業体</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 林業事業体の属性に関する事項（事業体名、代表者名、住所及び連絡先）</p> <p>イ 事業組織の形態（株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等）</p> <p>ウ 素生連の加入状況</p> <p>エ 素材生産量（民有林及び国有林）</p> <p>オ 葉付乾燥材の生産量（民有林及び国有林）</p> <p>カ 素材出荷量</p> <p>(2) その基準となる期間 平成26年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 180事業体</p> <p>(2) 選定の方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成27年8月上旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第457号 平成27年3月農林水産省告示第467号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び土佐町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年7月31日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井2304番地</p> <p>イ 氏名 小笠原 義貞</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 広島県呉市宮原三丁目8番31-302号</p> <p>イ 氏名 榎本 須寿子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜4567番地3</p> <p>イ 氏名 沖本 恭一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年4月農林水産省告示第504号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第458号 平成27年3月農林水産省告示第521号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年7月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 南国市桑ノ川326番地</p> <p>イ 氏名 門田 絹子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 南国市中ノ川9番地</p> <p>イ 氏名 和田 薫</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡上倉村黒滝224番地</p> <p>イ 氏名 吉川 弥久喜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町626番地</p>
--	---	--

<p>イ 氏名 小野 喬秀</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 京都府長岡京市緑が丘20番13号</p> <p>イ 氏名 和田 康雄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根</p> <p>イ 氏名 和泉 辰治</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲680番地</p> <p>イ 氏名 小野 丞永</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲941番地</p> <p>イ 氏名 片岡 敬方</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分1400番地</p> <p>イ 氏名 川村 豊太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村西川2番屋敷</p> <p>イ 氏名 川村 源太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲7318番地</p> <p>イ 氏名 大久保 里美</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水下分3027番地1</p> <p>イ 氏名 大久保 尋光</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 愛媛県新居浜市田所町6番114号</p> <p>イ 氏名 川村 広文</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1402番地</p> <p>イ 氏名 藤崎 緑</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙1141番地1</p> <p>イ 氏名</p>	<p>前田 廣見</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年4月農林水産省告示第503号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第459号 平成27年3月農林水産省告示第519号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年7月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 長崎県佐世保市平瀬町官有無番地</p> <p>イ 氏名 山崎 浩</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町梶原東969番地</p> <p>イ 氏名 上田 竹吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年11月農林水産省告示第1657号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第460号 安芸郡安田町唐浜及び安田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成27年7月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査を行った者の名称 安田町</p> <p>2 調査を行った地域及び時期 安芸郡安田町唐浜及び安田の各一部</p>	<p>平成20年度及び平成21年度</p> <p>3 成果の名称 安田町地籍図及び地籍簿</p> <p>4 認証年月日 平成27年7月31日</p> <p>高知県告示第461号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。 平成27年7月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>宿毛市坂ノ下（追加）</p> <p>(1) 標柱を設置した土地の地番</p> <table border="1" data-bbox="1491 592 2089 916"> <thead> <tr> <th>標柱番号</th> <th>所在地</th> <th>地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>宿毛市坂ノ下字下モ谷山</td> <td>1003</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>〃 〃 〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>〃 〃 〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>〃 〃 字蔵屋敷</td> <td>840-1地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区域 平成25年7月高知県告示第448号で指定した宿毛市坂ノ下（追加）急傾斜地崩壊危険区域内（以下「448号区域」という。）に存する標柱8と448号区域に存する標柱7を直線で結んだ線、448号区域に存する標柱7と標柱13を直線で結んだ線、標柱13から16までを順次に直線で結んだ線及び標柱16と448号区域に存する標柱8を市道みくら谷線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。</p> <p>高知県告示第462号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。 平成27年7月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>吾川郡いの町成川（下）</p> <p>(1) 標柱を設置した土地の地番</p>	標柱番号	所在地	地番	13	宿毛市坂ノ下字下モ谷山	1003	14	〃 〃 〃	〃	15	〃 〃 〃	〃	16	〃 〃 字蔵屋敷	840-1地先
標柱番号	所在地	地番															
13	宿毛市坂ノ下字下モ谷山	1003															
14	〃 〃 〃	〃															
15	〃 〃 〃	〃															
16	〃 〃 字蔵屋敷	840-1地先															

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町小川東津賀才字柘ノ木ノ本	1518-6
2	〃 〃 〃 字名本ヤシキノ上	1516-3
3	〃 〃 〃 〃	2603
4	〃 〃 〃 字東ヤシキ	1503-1
5	〃 〃 〃 〃	1502-1
6	〃 〃 〃 〃	1496
7	〃 〃 〃 〃	1497-1
8	〃 〃 〃 〃	1498-4
9	〃 〃 〃 字名本ヤシキ	1506-1
10	〃 〃 〃 〃	1507-1
11	〃 〃 〃 〃	1512-3
12	〃 〃 〃 〃	1512-2
13	〃 〃 〃 字柘ノ木ノ本	1526-1
14	〃 〃 〃 〃	〃

15	〃 〃 〃 字セナノ谷ノ上	2604-1
16	〃 〃 〃 字名本ヤシキノ上	1516-3
17	〃 〃 〃 〃	〃
18	〃 〃 〃 字柘ノ木ノ本	1518-5
19	〃 〃 〃 〃	1520-1
20	〃 〃 〃 〃	1518-2

(2) 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線、標柱8と9を林道成川線に沿って結んだ線、標柱9から12までを順次に直線で結んだ線及び標柱12と1を林道成川線に沿って結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱13から18までを順次に直線で結んだ線、標柱18と19を林道成川線に沿って結んだ線、標柱19と20を直線で結んだ線及び標柱20と13を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年7月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西峰字トドロ1346番1から長岡郡大豊町西峰字トドロ4208番1まで	前	4.0 5.8	72
		5.0	

	後	11.0	72
--	---	------	----

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成27年9月20日 午後1時から	香美市立中央公民館	わな猟免許
平成27年9月27日 午後1時から	四万十町農村環境改善センター	わな猟免許
平成27年10月4日 午後1時から	宿毛市立中央公民館	わな猟免許
平成27年10月25日 午後1時から	本山町プラチナセンター	わな猟免許
平成27年12月12日 午前10時から	四万十市立中央公民館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成27年12月13日 午前10時から	〃	わな猟免許
平成28年1月16日 午前10時から	高知県立大学（池キャンパス）	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成28年1月17日 午前10時から	〃	わな猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県産業振興推進部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

- 4 狩猟免許申請書の配布場所
高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年7月31日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市布師田541番地
山本 修
 - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市布師田字小山62番1、62番5、62番6、62番9、62番15、62番16及び62番19
- 2 認可年月日
平成27年7月31日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。
平成27年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
宿毛市中角字山口852番1
農事組合法人ファームなかつの 代表理事 澤松 恭弘
 - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
宿毛市中角字西光寺221番、222番、226番、229番、231番1、232番1、233番1、234番1及び235番1、字ヒノ口292

番、296番1、296番2、296番3、298番及び301番、宇池ノ上474番、478番、480番、482番、487番及び488番、字芝ノハナ496番1、501番1、502番、503番1、504番1、547番1、548番、550番、551番及び556番、字荒谷原686番、687番、689番1、689番2及び690番、字中岡742番1、字京塚ノ本743番、745番1、746番及び748番、字古殿762番、764番、765番、766番、772番、773番及び775番、字室屋式829番1、829番2及び830番、字山口870番及び872番1、字大丸885番、字永田964番1、969番、987番1及び988番1並びに宇川口1410番、橋上町平野字仲スカ705番及び716番並びに字平野前715番、728番及び737番並びに和田字小高田3741番及び3793番1

- 2 申請年月日
平成27年7月13日
- 3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間
平成27年7月31日（金）から同年8月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（大方西部地区農村地域防災減災事業ため池整備事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年7月31日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年7月31日から同年8月28日まで
- 3 縦覧場所
黒潮町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、同法第34条の2第1項の規定により開発許可を受けたとみな

される者が行った開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年7月31日
高知県知事 尾崎 正直

開発協議番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けたとみなされる者の住所及び氏名
平成27年3月13日26高安土第2716号	(Ⅱ期工事工区及びⅢ期工事工区)安芸市宝永町391番3ほか	高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局長 門田 純一

監 査 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年7月31日
高知県監査委員 第115号
平成27年6月30日
高知県監査委員 様
高知県知事

平成26年度行政監査結果に対する措置について（通知）
平成27年2月24日付け26高監報第15号で報告のありました、平成26年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

監査委員の意見

今回の行政監査では、県単独補助金に係る仕入控除税額等の取扱いについて、これまでの定期監査の状況や、近年の会計検査院による会計検査の動向を踏まえ、その実態を把握し、改善点などを検証することを目的として実施した。

監査の結果、県単独補助金に係る仕入控除税額等の取扱いについては、おおむね適正に行われていると認められるものの、一部においては、以下の3点について取扱いが十分でないものが認められた。

- ① 補助金交付要綱において仕入控除税額等の取扱いに関する規定が必要であるにもかかわらず規定がない。

② 補助事業者が免税事業者などであるかどうかの確認が書面により確実になされていない。

③ 仕入控除税額等報告書が提出されていない理由を把握していない。

このような取扱いでは、補助金を過大に交付している可能性や、返還されるべき補助金が返還されない可能性も考えられ、公平性、透明性が強く求められる県の補助金行政に対する県民の信頼を損なうことにつながりかねないものと危惧する。

県民の補助金行政への信頼を損なわないためにも、これらの改善に向けて、個々の職員の消費税の仕入税額控除制度についての知識の習得はもちろんのこと、仕入控除税額等に関する事務処理がより適正に行われるための支援策について検討を行われない。

(措置の内容)

補助金事務にかかる消費税仕入控除税額等については、高知県補助金等交付規則の運用通知に定められている準則を平成22年4月に改正し、その事務に関する規定を盛り込むとともに、職員への周知を図ってきました。その後も、毎年7月に開催している「会計事務実務研修」において、消費税仕入控除税額等にかかる知識の習得に向けて説明を行うほか、平成24年11月には補助金事務の流れとその際のチェックポイントを記載した冊子「補助金申請等のポイント」を発行するとともに、平成25年10月には補助金交付要綱の制定にあたってのチェックリストを作成し周知を図るなど、事務処理の適正化に努めてきました。

加えて、行政監査の結果を受けた後、本年2月には「補助金事務の適正化について」、3月には「補助金等に係る消費税仕入控除税額等の取扱いについて」と題した通知を本庁の各課長あてに発出し、今回の行政監査の結果を周知するとともに、適正な事務を行うよう徹底しました。さらには、4月に開催された「会計事務基礎研修」においても、消費税仕入控除税額等に関する説明を行いました。

こうした結果、行政監査において指摘のありました、補助金交付要綱に消費税仕入控除税額等に関する規定を設ける必要があるにもかかわらず規定をしていなかった13補助金のうち、12補助金はすでに規定を盛り込むなど対応しました。残りの1補助金については、速やかに規定を盛り込むべく準備を進めているところです。

また、今回の監査の対象外であった交付金額が100万円未満の県単独補助金も含めすべての県単独補助金を対象に、規定が適切に盛り込まれているか、速やかに調査し、点検することとしています。

今後とも、職員に対し、研修をはじめとするあらゆる機会を通じて、補助金事務に係る知識の習得のみならず、その重要性について周知を図ります。さらに、補助事業者が免税事業者等であるかの確認を書面で行うことや、消費税仕入控除税額等が

明らかになったことを確認した場合に抜かりなく報告書の提出を受ける必要があることなどの留意点を盛り込んだ、消費税仕入控除税額等に関する事務処理について図示したフローチャートを新たに作成するなど、支援策の充実を図っていきます。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第73号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成27年7月22日に次のとおり指示した。

平成27年7月31日

高知海区漁業調整委員会会長 志磨村 公夫

(定義)

1 この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。

(採捕の制限)

2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

(1) 試験研究の用に供しようとする者

(2) 委員会が特に認めた者

(制限区域)

3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 点の位置

点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点

点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

点ウ 須崎市戸島高濬

点エ 須崎市久通沖の鰐漁場基点

点オ 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

点カ 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点

点キ 須崎市角谷岬突端

点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点

点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交点

点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点

点サ 点オから点カを見通した線から左に27度15分の線と点カから点オを見通した線から右に87度37分の線との交点

点シ 点オから点カを見通した線から左に4度40分の線と点カから点オを見通した線から右に132度36分の線との交点

(2) 区域

ア 区域1（第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域）

点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに神島、中ノ島及び戸島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

イ 区域2（第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域）

点オカを結ぶ直線の延長線、点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ間及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

(殻長の制限)

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、殻長2センチメートル以下のちゃんばら又は殻長7センチメートル以下のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(承認証の携帯)

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。(報告書の提出)

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

(事務取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までとする。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年7月31日

高知県警察本部長 上野 正史

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

警察用船舶「おおとさ」定期検査整備 一式

(2) 特定役務の内容等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

契約締結の日から平成28年1月26日まで

(4) 特定役務に係る引渡場所

警察用船舶「おおとさ」の係留施設（須崎港ポートサービス岸壁（須崎市））

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること

及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、当該業務に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部装備施設課

電話番号088-826-0110（内線2274）

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年7月31日（金）から同年9月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年10月1日（木）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年9月30日（水）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類等を平成27年9月11日（金）午後4時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない（当該書類等により審査し、この一般競争入札に参加することができるかどうかについて、同月18日（金）までに連絡する。）。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 最低制限価格の設定の有無

無

(5) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成27年8月17日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(10) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Regular maintenance of Police Boat "Ootosa"

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 11 September 2015

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 1 October 2015

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Wednesday 30 September 2015

(5) Contact: Equipment and Facilities Division,

Department of Police Administration, Kochi Prefectural
Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City,
Kochi 780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110 (ext. 2274)
(6) Others: As in the tender documentation